

# 公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止について	・・・	2
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案	・・・	5
一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止処分事案	・・・	6
自動車特定整備事業者に対する聴聞の実施について	・・・	7

# 公 示

26C05号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年6月11日

関東運輸局長 藤田礼子

## 1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	26C05
届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業者名	小湊鉄道 株式会社
対象となる路線	<p>事案番号 26C05-1  千葉県市原市五井821-1地先  千葉県市原市岩崎2丁目21-18地先  2.00キロ</p> <p>事案番号 26C05-2  千葉県市原市岩崎2丁目21-18地先  千葉県市原市岩崎2丁目20-15地先  0.20キロ</p> <p>事案番号 26C05-3  千葉県市原市岩崎2丁目20-15地先  千葉県市原市岩崎536地先  0.60キロ</p>
廃止の予定日	令和8年12月1日
廃止を必要とする理由	当該路線はイベント開催に合わせて運行していたが、五井駅～岩崎公会堂～市原臨海体育館までの経路について、運行需要がなくなったため、廃止届を提出するものである。

## 2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は千葉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

#### ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

#### (参 考)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

# 公 示

## ◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年6月11日 関東運輸局長 藤田 礼子

## ○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

26B24号 佐藤 良一

1. 令和8年4月20日
2. 多摩地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の距離制運賃について、初乗距離を2kmに換算する。

(ア) 大型車 上限運賃

# 公 示

## ◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止処分事案

道路運送法施行規則第60条の2の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和8年6月9日 関東運輸局長 藤田 礼子

### 記

事案番号 26F03

1. 事業者の氏名及び住所

金澤 株式会社

東京都中野区南台1-1-14 石井ビル3F

2. 予定される処分内容

道路運送法第86条第1項の規定違反による同法第40条の規定に基づく事業の停止処分

3. 聴聞の期日

令和8年7月1日(水) 午後1時30分～

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部

電話045(211)7271

# 公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

## 記

1. 件 名

道路運送車両法第94条の8第1項の規定による処分について

2. 事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社ホンダニュー埼玉

代表取締役 小林 由佳

埼玉県熊谷市石原一丁目102番地

3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

株式会社ホンダニュー埼玉 本庄店

埼玉県本庄市日の出四丁目11番13号

認証番号 第4-4890号

指定番号 関東指第4-1340号

4. 期 日

令和8年6月19日（金）13時00分

5. 場 所

関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム

神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地

横浜第2合同庁舎18階

6. 理 由

道路運送車両法第94条の5第1項、第94条の6第1項の規定違反

令和8年5月26日

関東運輸局長

藤田 礼子

# 公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

## 記

1. 件 名  
道路運送車両法第93条の規定による処分について
2. 事業者の氏名又は名称及び住所  
茨城ダイハツ販売株式会社  
代表取締役 中島 健二  
茨城県水戸市笠原町1475番地の1
3. 事業場の名称、所在地、認証番号  
茨城ダイハツ販売株式会社 美野里センター  
茨城県小美玉市西郷地1520番地  
認証番号 第5-2959号
4. 期 日  
令和8年6月19日（金）15時00分
5. 場 所  
関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム  
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地  
横浜第2合同庁舎18階
6. 理 由  
道路運送車両法第91条第1項、同法第91条第2項、同法第91条第3項  
及び同法第91条の3の規定違反

令和8年6月2日

関東運輸局長  
藤田 礼子